

## 令和4年度第1回愛知県子ども・子育て会議 議事録

### 1 日時

令和4年11月21日（月）午前10時から正午まで

### 2 開催

愛知県自治センター5階 研修室

### 3 出席者

委員総数21名中16名

（出席委員）

赤田由起江委員、北村信人委員、久世康浩委員、小出詠子委員、後藤澄江委員、榊原輝重委員、杉浦ますみ委員、中井恵美委員、永田千佳委員、中屋浩二委員、福上道則委員、松岡明範委員、水野真由委員、山本チヨエ委員、山本理絵委員、横山茂美委員

（事務局）

子ども家庭推進監、児童家庭課長、子育て支援課長 ほか

### 4 議事等

（子育て支援課 大谷課長補佐）

定刻となりましたので、ただ今から「令和4年度第1回愛知県子ども・子育て会議」を開催させていただきます。

私は、子育て支援課の大谷と申します。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御参加いただきまして、厚く御礼申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、緒方子ども家庭推進監から御挨拶を申し上げます。

（緒方子ども家庭推進監）

皆さんおはようございます。

愛知県福祉局子ども家庭推進監の緒方でございます。

委員の皆様におかれましては、日頃から本県の子育て支援行政の推進に格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、本日は御多忙の中、御出席をいただきまして心から感謝を申し上げます。

一昨年度は書面開催、昨年度はウェブでの開催でありましたが、今年度は対面での開催ができましたことを大変喜ばしく思っているところでございます。

さて、皆様御存知のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大により、県民生活、

経済活動に大きな影響を生じておりました、子どもや子育て世代を取り巻く環境にも大きな波及をいたしております。

また、本県が10月21日に発表いたしました、2021年人口動態統計では、婚姻件数は3万3,509組、出生数は5万3,918人、合計特殊出生率は1.41となり、少子化が一層進む結果となっております。

こうした中、本県では、子ども・子育てに関する総合計画として、2020年3月に策定いたしました「あいち はぐみんプラン2022-2024」に基づき、ライフステージに応じた切れ目のない支援を推進しているところでございます。

本日の会議におきましては、議事が2件、報告事項が2件、それぞれ2件となっております。議事の(1)「はぐみんプラン」の進捗状況につきましては、プラン2年目の実施状況を御説明いたします。

議事の(2)の中間見直しにつきましては、プランの中で一体的に策定をしております「子ども・子育て支援事業支援計画」が、国の指針に基づきまして、中間年を目安として見直しを行うこととされておりますので、はぐみんプラン全体を含めまして、中間見直しを行っていきたいと考えております。

委員の皆様には、どうか忌憚のない御意見をお伺いし、プランの一層の推進を図って参りたいと考えておりますので、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開催にあたりまして、私からの挨拶とさせていただきます。

どうぞ本日はよろしく願いいたします。

#### **(子育て支援課 大谷課長補佐)**

次に委員の皆様のお紹介でございますが、お手元に出席者名簿をお配りしておりますので、御紹介に代えさせていただきます。

なお、今回は委員改選によりまして、委員に変更が生じておりますので、今回新たに委員に御就任いただきました方のみ御紹介させていただきます。

名簿の上から順に、愛知県小中学校長会赤田由起江委員、愛知県市長会宇佐美由紀委員、愛知県私立幼稚園PTA連絡協議会会長遠藤結衣委員、日本労働組合総連合会愛知県連合会ジェンダー平等・多様性推進局長折口由美委員、愛知県小中学校PTA連絡協議会副会長永田千佳委員。

なお、宇佐美委員、遠藤委員、竹内委員、森田委員につきましては、本日は所用により御欠席との御連絡をいただいております。

また、折口委員、それから山本委員が遅れておられますが、御欠席等の御連絡は特に頂戴しておりませんので、後ほどいらっしゃるかなと思っております。

本日、会議では今のところ15名の委員の皆様にお出席いただいておりますことを御報告いたします。

続きまして、配付資料といたしまして本日、会議資料を座席の方に御準備させていただきます。

資料の確認をさせていただきます。

まず、A4版で次第、委員名簿、配席図。

それから、A3版で、資料1から資料5の左肩をホチキス留めしてございます。

右下に通しのページ番号をつけておりまして、1ページから8ページまでございますが、資料の名称は、資料1「あいち はぐみんプラン 2020-2024」の概要、資料2「あいち はぐみんプラン 2020-2024」（目標）の進捗状況について、資料3が「あいち はぐみんプラン 2020-2024」の中間見直しについて、資料4が愛知県ヤングケアラー実態調査の結果を踏まえた取り組みについて、資料5がこども家庭庁設置法及びこども基本法の概要についてでございます。

別に冊子がございます。

冊子として、参考資料1が「あいち はぐみんプラン 2020-2024」本冊と概要版がございます。

そして、参考資料の2が愛知県ヤングケアラー実態調査、水色の冊子でございます。報告書。それから、実態調査概況の薄いものでございます。

それから最後にA4版で、参考資料の3といたしまして、愛知県社会福祉審議会関係例規集でございます。

不足等がございましたら、挙手にてお知らせください。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは進行させていただきます。

続きまして、当会議の運営に関する事項について、御説明申し上げます。

この会議は、愛知県社会福祉審議会規程第9条第3項のただし書きの要件に当たらないため、同条第4項により、原則どおり公開としております。

11月7日月曜日から県のホームページで会議の開催をお知らせしておりますが、本日の傍聴はございません。

議事録につきましては、愛知県のホームページで公開することとしておりますので、御了承いただきますようお願い申し上げます。

それでは、この後の進行につきましては、後藤会長をお願いいたします。

#### (後藤会長)

皆様こんにちは。

本日もどうぞ会議運営に御協力いただきますようお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、愛知県社会福祉審議会規程の第9条第1項の規定によりまして、本日の議事録署名人2名を指名させていただきます。

議事録署名人に赤田委員、そして久世委員をお願いしたいと存じます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(了承)

次第に従いまして、議事を進めてまいります。

まず1つ目の「あいち はぐみんプラン 2020-2024」の進捗状況について、事務局から説明をお願いいたします。

**(子育て支援課 横井課長)**

皆様おはようございます。子育て支援課長の横井でございます。

私からは本日の議題、「あいち はぐみんプラン 2020-2024」の進捗状況について、説明をさせていただきます。

失礼させていただきます。着座にて御説明させていただきます。

今回、初めて御出席いただきました委員の方もいらっしゃいますので、初めにプランの概要について説明をさせていただきます。

資料1「あいち はぐみんプラン 2020-2024」の概要を御覧ください。

まず、「1 計画の位置付け」にございますように、この計画は、愛知県少子化対策推進条例第6条に基づく基本計画であり、かつ、次世代育成支援対策推進法第9条に基づく地域行動計画と位置付けられております。

計画期間につきましては、2にございますとおり2020年度から2024年度までの5年間となっております。「県民が家庭を築き、安心して子供を産み育てることができる社会の実現」を基本目標に掲げております。

次に「4 基本的考え方」を御覧ください。

計画の推進にあたり、県民が結婚や出産に関する希望をかなえ、安心して子どもを産み育てることができるよう、就学・就職、結婚・妊娠・出産、子育て期までのライフステージに応じた切れ目ない支援施策を推進してまいります。

また(2)にございますとおり、子ども・子育てに関する総合計画として、下の囲みにあります関連する3つの計画、「子ども・子育て支援事業支援計画」、「子どもの貧困対策推進計画」及び「児童虐待防止基本計画」と一体的に策定し、様々な分野にかかる支援を一体的に行うことにより、子ども・子育てに関する課題の解決を目指すものでございます。

資料の右側、「7 計画の体系」を御覧ください。

「あいち はぐみんプラン 2020-2024」は先ほど御説明したとおり、ライフステージに応じた切れ目ない支援施策を推進していくこととしております。

体系図の左側がライフステージとなっております。上から「若者の就学・就職」、「結婚・妊娠・出産」、「子育て」となっており、ステージごとにそれぞれ重点目標、基本施策を定めています。

また、一番下は「基盤整備」として、土台となる社会の仕組みについて定めております。

以上が計画の体系でございます。

次に、1枚おめくりいただきまして、資料2を御覧ください。

「あいち はぐみんプラン 2020-2024」(目標)の進捗状況についてでございます。

この計画では、基本施策ごとに目標数値を設定し、毎年度進捗確認を行っております。

す。

資料2の1枚目は総括表となっております。23の基本施策に対応する35の項目を記載しております。その右側、真ん中から少し右側ですが、こちらがプラン策定時の数値でございます。そして、そのすぐ右側が2024年度の目標数値でございます。一番右側の表ですが、こちらが2021年度末までの進捗状況と評価を記載しております。

評価の目安でございます。この資料の一番上の左側の箱、囲みのところを御覧ください。

計画の進捗でございますが、必ずしも毎年度同じペースで進んでいくものではないかもしれませんが、一つの目安といたしまして、計画期間において等分に進捗すると仮定した場合と比較し、上回っているか、又は同水準のもの、これを「◎」といたしました。

また、今、申し上げた水準まで至っていないものの、計画の目標水準に向かって推移しているものを「○」印で示しています。

計画策定時と同じ水準で推移しているものを「△」。目標数字に向かって推移していないものは「×」で示しています。

なお、データがないなどの理由により評価できないものにつきましては、「-」としております。

そのすぐ右側の箱を御覧ください。今回の全体の評価でございます。「◎」が15項目、「○」が12項目、合わせて27項目であり、全35項目の77%を占めておりますので、計画の2年目の進捗状況といたしましては、概ね順調に推移しているものと考えております。

1枚おめくりください。

この表は、進捗状況の評価が「×」または「△」と評価した項目をまとめたものでございます。

このページにつきましては、担当課長の入木から御説明させていただきます。

#### **(子育て支援課 入木担当課長)**

子育て支援課担当課長の入木と申します。よろしくお願いたします。

失礼して、着座にて説明させていただきます。

目標番号①の「キャリア教育の視点で体験教育を実施している小学校の割合」ですが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、実施校の割合が減少し、令和3年度の進捗状況でございますが68.4%となっております。キャリア教育の意義や成果を各市町村教育委員会に再確認するとともに、実施率について各市町村教育委員会に伝え、未実施の学校に対して、体験活動の実施を検討するよう働きかけてまいります。

次に、その下、目標番号②の「ヤング・ジョブ・あいち利用者の就職者数」につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で、求人数及び来所者数が減少したことから、利用者の就職者数が5,959人となっております。

今後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束し、企業活動が回復すれば、求人数の増加が見込まれることから、引き続き、若年者の就職支援を行ってまいります。

その下、目標番号③の「学校と連携して思春期教育を実施している市町村数」につきましては、実施市町村数は、計画策定時の 40 市町村から減り、35 市町村となっておりますが、各地域で思春期教育の推進のため、引き続き、市町村や教育現場等の連携に努めてまいります。

その下、目標番号④の「出会いの場を提供するイベント実施数」につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、イベントの中止が相次ぎ、計画策定時と比較して大幅に減少し、令和 3 年度の実施数は 435 回となりました。今後の取組として、結婚支援に積極的な団体であります「結婚協力団体」との連携を一層図ってまいります。

次にその下、目標番号⑨の「小児集中治療室（P I C U）の整備数」につきましては、計画策定時の 22 床のままでありますが、愛知県地域保健医療計画にて増床を計画しているため、引き続き、地域性を考慮の上、小児集中治療室の整備を進めてまいります。

その下、目標番号⑫の「個別の教育支援計画の作成率」につきましては、学習指導要領の改訂に伴い、平成 30 年度より特別支援学級及び通級による指導を受けている児童生徒につきましては、個別の教育支援計画を策定することとなったため、作成率はほぼ 100%となっております。

一方、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒の個別の教育支援計画作成率の向上を図る必要があることから、支援計画作成及び活用等の重要性を保護者に理解してもらうことを目的としたリーフレットを作成いたしました。今後も、特別支援教育担当主導主事等会議等において、各市町村教育委員会を通じて、各学校へ保護者に対する啓発の重要性を呼び掛けてまいります。

最後の目標番号⑭の「子育て家庭優待事業登録店舗数」についてでございます。この事業は、18 歳未満のお子さんに配布する「はぐみんカード」を登録店舗である「はぐみん優待ショップ」で提示すると、各店舗が独自に設定する商品の割引やサービスなど様々な優待が受けられるものでございます。令和 2 年度におきましては、店舗の統廃合等により登録店舗数が大きく減少しました。昨年度は、登録店舗数は増加しているものの、プラン策定時に比べ減少しており、9,720 店舗となりました。

ホームページ等による啓発、既に登録している企業のフォローをはじめ、企業・店舗の規模を問わず、新規の申込みや問い合わせはありますことから、引き続き、市町村と協力しながら、協賛店舗の新規登録者数の拡大を図ってまいります。

一部、目標に向かって推移していない項目もございますが、概ね順調に推移しているものと考えております。

説明は、以上でございます。

#### （後藤会長）

御説明ありがとうございました。「はぐみんプラン」の概要とそのプランで設定している目標値の進捗状況について、御説明いただきました。

これに関しまして、皆様方から御質問、あるいは御意見がありましたら挙手をお願いしたいと思います。

いかがでございましょうか。

#### (北村委員)

資料1の3基本目標のところ、「県民が家庭を築き、安心して子どもを育てることができる社会の実現」というところになっておりますけれども、これをどう評価する予定があるのかというところです。よく、色々な市町村でも、こういう抽象的なことが書かれています、どうしたら、どこが、どの時点で、それが実現できたという評価に繋がっているのかよくわからないところがあります。

あと、基本的考え方のところ、切れ目ない支援となっておりますが、うちの市も切れ目ないという表現をされているのですが、実際、うちの市も切れ目があります。何故かという、支援はすべて申請制なんですよね。

申請できない人がいるということがすごく問題になっていて、結局、援助を受けられない方がいる。要は、書面を理解できないとか、申請で書面が書けないとか、そういう人達が実際にいるということも、理解されているのかなと思います。うちの市の子ども子育て会議でもそういう話はしましたが、未だに申請制は変えられないという、申請しないとできないというところも、ちょっと問題ではないかなと考えております。現実、貧困家庭は減ってないし、虐待なんかも減ってない現状を考えると、どうなのかなと思っております。

(2)の「様々な分野の支援を一体的に行う」となっておりますけれども、なかなか外からは一体的に行っているという意味が分からないですね。実際、うちの市町村でも、これはここ、これはこことなっております、すべて申請する人が動かなければならない状態で、統括してやれるところがないという現状があります。

この一体的にするということの意味合いがどのように捉えられているのかというところもお聞きできればと思います。今のところ以上です。

#### (後藤会長)

ありがとうございました。

今、北村委員の御指摘いただいたことは、プランとしての目標や考え方を書いたところですが、目標値を検証する時、やや個別的なことができて、できていないというところに留まっているのではないかということです。

こういうことができる社会の実現という、相対的には何を持って評価するのか、切れ目のないというところでは、実際、現場で見ていると、切れ目があるように感じる。特に、申請できないような御家庭の場合には、切れ目のない支援となっているかどうかをどのような目標値でチェックするのか。或いは、様々な分野の支援を一体的にと言うことは、どのようなになっているかという御意見かと思いますが、何か県の方でお考え等がありましたら、少しお話いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

す。

#### (子育て支援課 入木担当課長)

基本目標は確かに大きく愛知県が掲げる目標ということで、結果がどうかを言い表すことは非常に難しいと感じております。そうした中で、個々の施策をしっかりとやってくことで、大きな目標に向かって取り組んでいきたいという考えでございます。今回、「○」や「△」で御説明させていただきましたが、こうした個々の施策をしっかりと全庁挙げて、県民の皆さんも含めてですが、取り組むことで、この大きな目標となる「県民が家庭を築き、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現」を目指していきたいと考えております。

この大きな目標を評価するとなりますとなかなか難しいことですが、我々としては、個々の目標をしっかりと進捗管理していく中で、この社会の実現を目指していきたいというところで御理解いただければと思っております。

また、申請の話がございました。確かに行政というのは、申請主義ということがあり、本人から申請があり、手続きを始めるという、福祉にはそういった点がございます。

新しい仕組みでプッシュ型という言葉も最近出てきましたが、そういうプッシュ型も事前にデータがあって、仕組みができるものであれば、なるべく手続きを簡略化してできる方法も考えながら取り組んでいるところでございますが、やはり大きな福祉施策を行っていくところでは、申請主義が必要になってきますので、そういった方たちに丁寧に制度の説明をすること。

それから、行政に繋げていただく皆さんの御協力もいただきながら、困っている方たちを支援につなげる方法は課題として、我々も取り組んでございますけども、引き続き、地域の皆さん、市町村とも連携しながら、そういったすべての皆さんに支援が届くような施策につきまして、今後も引き継ぎ考えていきたいと思っております。以上です。

#### (後藤会長)

ありがとうございました。社会の実現という大きなテーマは最終的に目指すべきところでございます。今、切れ目のないというところは、県の方でも課題と捉えており、手続きの簡略化や或いは丁寧な相談支援というようところでカバーされていくということでありました。

様々な分野の支援を一体的に行うということは、今、課題になっている情報のデジタル化や市町村に対する支援を行うことで、一体的に行うような状況を作っていくようなことだと思います。北村委員さんからは、非常に本質的な御意見いただきまして、ありがとうございました。



### (小出委員)

愛知県医師会の小出です。医療現場の立場から発言させていただきます。

若者の生活基盤の確保というところですが、コロナ禍で対面ができないということで、軒並み数値が下がっております。これはある程度、致し方ないと思いますが、皆さん御存知のとおり、コロナ禍で若者の生活が一変し、SNSが主流になっておりますので、現在、性病、特に梅毒がものすごい勢いで増えています。

それと、望まない妊娠。中学生、高校生の妊娠が非常に増えており、中絶件数も非常に増えています。医療現場は、常にそれらの受け皿になっているわけです。

もう1つは、せっかく妊娠して、おめでたい出産でも、コロナにかかってしまった妊婦さんはほとんど予定の帝王切開となっております。お産は、皆さん御存知のとおり、「はあ。はあ。」「ふう。ふう。」となりますので、陰圧室を完備したお産のできる施設は、愛知県で2病院ぐらいしかありませんので、急なお産の場合、もう下から出てきてしまった場合、そういう時に緊急に使うということになりますので、一般的なお産はほぼ99.9%、正常分娩は予定の帝王切開となっているのが現状です。

これはコロナがどのくらいで収束したと考えるか。国の感染症の変更がなければ、今の医療体制を続けるしかありませんので、現実はそのようなこともあります。

ただ、本当に若年者の性風俗が非常に乱れてきているので、そのあたりは結果として、医療業界で現実を非常に見ることになっております。冊子を作ったりしていただいても多分若い人は見ませんので、SNSの発信など、行政の方でしっかり考えていただきたいと思います。

それから、子宮頸がんワクチンとはとにかく推奨していただきたい。どんどん子宮頸がんが若い女性で増えています。今まではゆっくりでしたけれども、行政としても推進していただきたい。そういう発信をぜひともしていただきたいと思います。このままでは、さらに少子化、重症障害児もどんどん増えていますし、重症障害児におけるNICUをもっと増やすと簡単におっしゃいますけれども、簡単には増えないです。

これは、24時間365日、500グラムの新生児は一瞬で死んでしまいますので、そのためのマンパワーが必要となります。看護師も医師もです。大変な職場で、さらに今後少子化が見込まれますので、そういう方向のマンパワーが不足しています。今後、増える見込みもあまりありません。

特に、行政の方はお分かりでしょうけど、産科・小児科領域の医師はどこも不足しております。病院は地域枠を推奨することでぎりぎり保っております。愛知県におきましても、そのぐらいの状態でございますので、そのあたりを一般の方々にも御理解いただきたいと思います。以上です。

### (後藤会長)

ありがとうございました。コロナ禍の中で、様々な課題、本当に重要な情報をお知らせいただきました。

この点につきまして、県の担当の方で何かコメント等はございますか。

**(医務課 関谷課長補佐)**

今、御指摘いただきましたNICUの整備等の話につきまして、愛知県におきましては、総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センターに対して、運営費の補助等を行っております。また、周産期母子医療センターの整備費についても、補助等を行っております。周産期母子医療センターの運営及び整備の拡大に努めておるところでございます。

また、一般の周産期、産婦人科等の医療施設に対しては、分娩取扱施設整備費補助金等で、県民の皆さんが実際に分娩をされる、分娩施設等の整備についても補助等を行い、支援しているところでございます。

医務課からは以上でございます。

**(健康対策課 山本課長補佐)**

続きまして、健康対策課から望まない妊娠についての御意見をいただいておりますので、それについてお答えをさせていただきます。

軒並み、コロナの影響がございまして、学校と連携をしておける思春期教育は一旦伸び悩んでいるところでございます。令和2年度に取り組んだ市町村は31市町村と最低となりましたが、令和3年度は35市町村となり、コロナ禍にあっても、様々な工夫により、回復の兆しがあるところでございます。

学校側といたしましても感染リスクの観点から、外の関係者との連携を控えていた時期でもありましたので、今後、思春期教育の開催方法や連携のあり方について、考えてまいりたいと思います。

それから、SNSによる情報発信とありましたが、望まない妊娠など、特に10代の方が悩んだ時の相談先として、女性の健康支援事業を愛知県助産師会に委託をして行っております。

電話での相談が中心となっておりますので、今後、若い年代の方々に利用していただきやすい相談方法などを検討してまいりたいと考えております。以上です。

**(後藤会長)**

ありがとうございました。

それでは、次に中井委員、よろしく申し上げます。

**(中井委員)**

認定NPO法人子育て支援のNPOまめっこの中井です。いくつか質問させていただきます。

コロナで随分状況が変わってしまう中で、目標の達成ないし、その達成に向かって数値が上昇しているということはすごく良かったと思う一方で、このコロナで大きく状況が変わった中で、一つ一つの目標数値の見直しを検討される予定があるかどうか

ということをまず確認させていただきたいです。

その中で、特に学校関連で小中高が関連しているものや若者を対象としているもので、特に、キャリア教育の推進や思春期保健対策の充実といった、学校が実施するかどうかの裁量権を持っているものにおいては、目標になかなか達していないと思います。この間も、修学旅行が急に中止になったことをニュースで見ましたけれども、大人が旅行支援やお食事とか解禁される中で、学校にいる子どもたちが大人と比較して、随分、コロナ禍の中で、行動を過剰に制限されているような気がしています。

先ほど、思春期保健対策のところで、学校が外部との連携を控えていたということは、コロナの初年度については状況がわからない中で、しょうがないかなとは思っているところではありますけれども、若年の妊娠・中絶が増えているとか、梅毒とか、若年者の性風俗が増えていることを鑑みても、どうしたら実現できるかという方向で考えていかないと、学校は本当にリスクをすごく恐れるところだと思いますので、そういうサポートを県としてどのように考えているのかをお聞きしたいと思います。

資料2の障害のある子どもの支援の中で、通常学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒については、作成にあたり、保護者の同意が得られないというのは何年か見ていることだと思いますが、同意を得られないからではなく、何をしているのかというところが少し分かりにくいと思いましたので、御存知であれば教えていただきたいと思います。

ちょっとした質問ですが、その下の22番の優待登録店舗数の取り組み状況の中で、企業のフォローを行ったと書かれていますが、具体的にどのようなことをされたのか教えてください。

あと1点だけすみません。

資料2の働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進のところで、軒並み数値が上昇していて、中にはその目標としている数値よりも、現状、2021年度までの進捗における数値の方が高いものもあると思いますが、その他の項目に関してもそうですが、はぐみんプラン策定時よりも既に数値が上回っているものに関しても、2024年度の目標数値を変更する予定があるかどうか教えていただければと思います。以上です。

#### (榊原委員)

NPO法人ファザーリング・ジャパンの榊原でございます。

17番の障害のある子どもへの支援の中に、中井委員の質問があったのですが、評価の理由の中の真ん中以降、またの次に、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒については、作成にあたり保護者の同意が得られない等のケースがあるとあります。この文言ですが、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒の定義ですが、いわゆる、発達障害となるグレーな部分を持っている子たちということで間違いないかというのが1つ目。

策定にあたり、保護者の同意とありますが、この保護者はその子どもを持つ保護者という意味なのか、そのクラス全体の皆さん、全員の保護者という意味なのか、この

2点を補足で御説明をいただきたいと思います。

**(後藤会長)**

ありがとうございました。

それでは、今、いくつか御質問があったかと思います。中井委員の最初と最後の御質問は目標値の見直しについて、それ以外は、学校関係のいくつかの御質問でした。また、榊原委員もおっしゃられました、小学校通常学級における個別の教育支援計画の作成率について、御説明いただけたらと思います。

**(子育て支援課 入木担当課長)**

子育て支援課から、目標値の考え方についての全体の話ですので、私から御説明させていただきます。

このはぐみんプランの目標ですが、5か年計画ということですので、2024年度に向けての計画というところがございますが、それぞれ取組の中においては、元の計画を持っているところもございます。その元の計画で目標値を掲げたものは、はぐみんプランの中でも同じ目標で掲げておりまして、年度が多少ずれる場合もございます。

なお、この5年間の間で目標を達成したのものについてですが、達成した後に、元々の計画で新しい目標ができた場合でも、年度がずれることがございますので、例えばこの2024年度を目標で掲げる新たな目標できることがあれば、今回の本プランの中での見直しについて検討させていただこうと思っておりますが、基本的には今の5か年の目標をしっかりと進捗状況を見ていくという方向でやらせていただきたいと思っております。目標については、以上でございます。

**(子育て支援課 大谷課長補佐)**

子育て家庭優待事業における登録企業への啓発の事業でございますが、まず、登録企業へのフォローですが、メールマガジンをお送りして、引き続き、複数のフランチャイズを行っているところへの拡大を働き掛けております。

また、直接のアプローチといたしましては、イオン等での各種イベント等でブース出展をさせていただく機会がございますので、子育て支援に関する各種幅広のPRとともに、同じように出展していらっしゃる企業ブースを回りまして、この様な制度があるのでよろしかったら御登録くださいという依頼も実施しているところでございます。

**(義務教育課 上野課長補佐)**

キャリア教育の推進について、御質問がありました。

キャリア教育だけではありませんが、学校の教育活動はコロナ禍で非常に制限を受けまして、学校が制限をしているというよりは、国全体の制度として制限を受けており、それを学校が実施しているということが本当だと思っております。

令和2年度及び3年度もそうですが、2年度が一番影響を受けておりましたので、どの体験活動でも数値が下がっているということになっております。

ですが、令和3年度ではコロナ禍での教育の方法を学校の方が模索して、また、制限の方も緩和されてきているというところもありますので、数値的には段々と回復をしてきている途上です。

令和4年度については、さらに、回復してきておりますので、今後、こういった体験活動については、コロナ禍の活動の仕方を学校が身につけ、どんどん回復していくと想定しております。

キャリア教育については、小学校も中学校も体験活動というものが中心になります。一番初めの小学校での割合というものは、キャリア教育があまり小学校に浸透していなかったという状況もあって目標を設定しましたが、これについても、今後の推進方策にも書いてありますが、しっかりとそういった活動ができるよう、色々な場で働きかけをして、段々と浸透してきているところですので、100%を目指していきたいと思っております。以上です。

#### **(特別支援教育課 山田主査)**

特別支援教育課の山田と申します。

個別の教育支援計画の作成率についての御質問にお答えいたします。

この評価の理由のところにあります通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒というのは、保護者等からうちの子は自閉症という診断がありましてというようなお話があったお子さんはもちろんですが、学校でのお子さんの様子や保護者からおうちでちょっと気になる様子が見られて困っていると先生に相談があったケースも含まれます。グレーのお子さんとありましたが、診断等はないですけれども、そのお子さんの困り感からサポートが必要なお子さんということとしております。

今、小学校も中学校も校内でそういったお子さんの支援について話し合う会議があります。

そういった場で、名前が挙がってきた子を支援が必要な子とし、そのお子さんの中で、個別の教育支援計画が作成されているお子さんはどれぐらいいるかを調査した結果がこの数字となっております。

保護者とはもちろん、そのお子さんの保護者ということですが、お子さんのサポートのために学校としてこの様な個別の教育支援計画を作り、本人・保護者を含めて、色々な支援について話し合う中で、個別の教育支援計画を活用し、今後の支援に引き継いでいくようにしたいこととお話ししています。

しかし、保護者の方や御本人さんが心配や不安があるといったことで同意が得られないケースがあります。

この様な現状から、「取組状況」の最後の文のところにありますが、個別の教育支援計画の作成及び活用等の重要性を保護者に理解してもらうことを目的としたリーフレットを作成したとありますが、それがこちらになります。本課のホームページから

もダウンロードができますが、印刷したものをお持ちしました。

発行が令和4年3月になっておりまして、各園と小・中学校、高等学校等に一部ずつ配布しました。学校に配布し、学校から保護者の方に御紹介いただければと思っはありますが、先ほど言いましたように、本課のホームページにも掲載しておりますので、そういうところで目にした保護者の方から個別の教育支援計画の理解が深まっていけたら良いと思っております。

保護者の方がどんな不安を感じているのか、心配があるのかといったところも色々と声を集めております。一番多いことは、こういったものを作ると高校の入試や高校進学の際に不利になるのではないかという声がありましたので、この裏面のところがQ&A方式になっておりまして、そのような心配はないですよといったところを高等学校教育課とも連携をしまして、分かりやすい文章で示しています。

また、どんな内容が書かれるのか、うちの子の個人情報でどんなことがその個別の教育支援計画に載ってくるのかといったところも不安だという声がありましたので、QRコードを付けまして、それにかざすと個別の教育支援計画の作成様式の見本となるものにリンクして飛ぶようになっておりますので、こういった内容が掲載されるのね、うちの子にとって必要な支援に繋がるのであれば、ぜひお願いしたいとなりますと良いと思っております。

あと、中のところに引き継ぎや作成を行ったことによる好事例といったものも掲載しております。

また、これを活用する教員の力量の向上も高める必要があるのではないかという声が上がりましたので、このリーフレットを活用するにあたって、留意点を紹介した教職員向けのマニュアルを作成し、これも学校の方にも配布し、ホームページにも掲載してあります。

今後、これらが活用され、理解が深まっていくと良いと考えているところです。以上です。

#### (後藤会長)

最後に御説明いただいた個別の教育支援計画の取組内容におきまして、この会議でも前にお話がありましたが、具体的に進んでいることを御説明いただいて良かったと思っております。

本来、皆さんがもっと御質問されたいかと思いますが、この議題につきましては、予定しております時間をオーバーしております。いずれも、今、御指摘いただきましたことは大変重要な点だと思えます。県の方で、目標を定めて順調に進めていただいていると思えますので、次のステップとして、どこができていないのか、その切れ目なくということや総合的に進めていくことが重要になってくると思えます。

#### (北村委員)

1問、すみません。

資料2のところでは保育士の確保が達成できているとなっておりますが、前にもお話したように、定着率がどうなのかということが一つと8時間勤務で計算されているかどうかをお聞きしたい。

現実では本当に保育士が足りない状態です。仕方なく、派遣会社や紹介会社を使ったりして、本来、子どもに使うべきお金を管理費として使わざるを得ない状況があります。公立はそういうことはありませんが、民間は何とかしなければと思い、仕方がなく行っている場合があります。その対策がしっかりと行われているかどうかということが懸念事項の一つです。

あと、スクールソーシャルワーカーに関してですが、非常勤であったり、定着しておらず、一つの市で1人や2人とかで、週1日で行っているケースが多くあります。日本人はカウンセリングを受けるという仕組みがなかなかありませんが、県として定着させ、必ず各学校に1人配置し、十分ケアができるような形にしてほしいと思っております。

スクールソーシャルワーカーと同じように保育ソーシャルワーカーもいます。

保育ソーシャルワーカーは、子どもと保護者が社会に出る第一歩が保育園ですので、保育ソーシャルワーカーがケアできる形を作り、社会の仕組みやケアをしてもらえる方法を知ってもらい、申請型ではなく、訪問型となると良いと思います。

明石市の訪問型の様な、ソーシャルワーカーではないですが、子どもたちや保護者が安心して市のサービスを受けられる、支援があることがすぐに分かることが、各市町村で行われると良いなと思っております。中間見直しの中に可能であればプラスアルファし、スクールソーシャルワーカーだけでなく、保育ソーシャルワーカーも充実させてほしいと思っております。

発達障害の子の関係でもう一つあります。うちの市では、臨床心理士が来て、チェックをしてくれます。小学校に上がる前に検査をするのですが、そこに限度がありまして、実はもっとやってほしいけれども、臨床心理士が足りなくてできないという話が多くあります。

結局、漏れてしまい、小学校1年生を生活して、やっぱり駄目だったから、2年生から特別支援や1年生の途中から特別支援という事例が実際あったりします。その間に、子どもの心や保護者も傷ついており、十分なケアをした上で集約させてあげたいところですが、不十分な状況になっていることを現実として捉えてほしいと思っておりますので、できれば中間見直しの中に織り込んでいただけたらと思っております。

#### (後藤会長)

保育分野のことにしまして、目標数値という点では「◎」がついておりますけれども、中身を見ますと、色々と課題があるということです。保育士、保育ソーシャルワーカー或いは臨床心理士のことがございましたが、これにつきまして、今の時点で何かあれば、課題として受けとめていただくという形でも結構ですが、何かございますか。

**(子育て支援課 伊藤課長補佐)**

子育て支援課の施設認可・保育人材確保グループの伊藤でございます。

御質問のありました、常勤換算されているかというところにつきましては、きちんと常勤換算をした目標数値と達成の状況の数値であることを御説明申し上げておきます。

あと、保育士不足については、潜在保育士の活用や修学資金貸付などによって、少しずつではありますが、保育士を増やしていけるよう努めておりますので、今後とも取り組んでまいりたいと思っております。

**(後藤会長)**

ありがとうございました。

**(松岡委員)**

幼稚園連盟の松岡と申します。

保育士不足のことに関しては、足りていると言いましても、何とかしてかき集めているのが現状でございます。北村委員がおっしゃったように、高額なお金を払って業者から人材を回してもらっているというケースが非常に増えています。これは異常なことだと思います。これを是正しなければと思いますが、もう一つ別の視点で発言いたします。地域区分のことです。

子ども・子育ての制度の中に地域区分が組み入れられております。地域区分は非常に大きな根本的な制度ですので、簡単には変えられないということは重々承知しておりますが、愛知県は全国でも特殊な状況で、非常に高い100分の16の地域から、100分の3の地域まで隣接しあっています。大都市圏がある都道府県は同じような問題抱えておりますが、特に、愛知県は名古屋市、豊田市、刈谷市のような非常に豊かな自治体がある一方、非常に貧しい自体もあるということで、格差が大きい状況にあります。

しかし、人件費で言いますと県下全域ほぼ同じであり、ここの地域は人件費が安く済むというような状況ではなく、愛知県全体でそれほど差がないという中で、地域区分が低いところは人件費が確保できない状況にあります。ただでさえ人材不足のところ、どんどん有利なところにとられてしまいます。

どんどん有利なところにとられてしまい、ただでさえ人材不足ですので、先ほど医療の方でも人材不足の話がありましたが、保育・教育の分野も本当に深刻な人材不足であります。これから増々加速していくわけですので、保育士等の取り合いになる中で、地域区分の高いところは給付金がたくさんありますので、人件費に沢山回せるわけですが、低いところは追いついていかないという深刻な状況があります。これを放置しますと、おそらく、この制度は行き詰まるだろうと私は思います。

私どもの全国団体も、国に対して、ずっとこのことについて陳情しております。地



域区分そのものを変えることは、子ども・子育ての問題だけではありませんので不可能だろうと思いますけれども、この地域区分を子ども・子育ての制度に適用していること自体が多分無理があり、実態に合っていないことだと思っております。

これを変えてもらうように、愛知県の子ども・子育て会議から全国の子ども・子育て会議に提言するぐらいのことをしていただけると力になると思いますので、是非、よろしく願いしたいと思います。

**(後藤会長)**

ありがとうございます。

このあたりは、県の方も課題としてお持ちであると思っておりますので、何かございましたら御発言いただければと思います。

**(子育て支援課 鈴木担当課長)**

子育て支援課の保育の担当課長の鈴木でございます。御意見・御質問ありがとうございます。

保育士の人材確保につきましては、目標の達成率としては、評価「◎」をいただいておりますけれども、私どもも常勤換算をして、県で全部積み上げた時の数字は足りているように見えますが、地域ごとに偏在が生じていることにつきましては、十分に承知しております。

また、委員から御発言がありました地域区分につきましては、国家公務員の地域手当をベースに作られているもので、国の制度に付随しておりますので、確かに、制度自体は変わるものではございません。

ただ、国におきましても、地域区分の考え方につきましては、今、見直しの検討がされており、市町村ごとに接している部分で、どの様になっていくのかをきちんと検討していただいていると我々も理解しております。そちらの方も見守りながら、必要に応じて、国に意見を言っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

**(後藤会長)**

ありがとうございました。

今日の会議は非常に中身の濃いものとなっており、また、久しぶりの対面での会議でもあり、皆さんから多くの御指摘がありまして、本当はもっと続けたいのですが、まだ、議事・報告事項が残っておりますので、先に進めさせていただきたいと思えます。

それでは続きまして、2の「あいち はぐみんプラン 2020-2024」の中間見直しについて、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

(子育て支援課 横井課長)

それでは、「あいち はぐみんプラン 2020-2024」の中間見直しについて説明させていただきます。

資料3を御覧ください。「あいち はぐみんプラン 2020-2024」の中間見直しについてでございます。先ほど、委員の皆様から御意見もいただいたところでございますが、本日は、中間見直しの範囲や考え方をお示しさせていただきまして、皆様方の御意を踏まえまして、来年の1月に計画の具体的な見直し素案を作成し、皆様方に御意見を伺う予定でございます。

まず、「1 経緯等」から順に御説明させていただきます。

1つ目の○でございます。

はぐみんプランと一体的に策定されている「子ども・子育て支援事業支援計画」につきましては、国の基本指針によりまして、「教育・保育の量の見込み値」、すなわち、幼稚園や保育所等の利用を希望する児童の数について、計画期間の中間年を目安として、必要に応じて見直しをすることとされております。

2つ目の○でございます。

この基本方針におきましては、市町村の「子ども・子育て支援事業計画」の見直し状況等を踏まえまして、必要に応じて、都道府県の「子ども・子育て支援事業支援計画」の見直しを行うこととされておりますので、市町村計画との整合性を図るため、市町村における計画見直しの状況を把握しまして、県の計画見直しを行ってまいりたいと考えております。

その下に「参考」の表がございます。こちらは、2020年度から2024年度までの計画数値となりますが、このうち、一番右端の2023年度、2024年度の数値につきましては、市町村計画の見直し後の数値を積み上げまして、県計画の見直しを図りたいと考えております。

次に、右側のページ「2 主な見直しの範囲・考え方」を御覧ください。

まず、基本施策の9でございます。保育の受け皿拡充と保育人材の確保でございます。こちらは、別表の数値、それから別表以外の部分でございます。こちらにつきまして、必要な見直しをしていきたいと考えております。

見直しの考え方でございますけれども、市町村計画の見直し状況、或いは国の政策動向等の見直し状況を踏まえまして、必要に応じて見直しを行ってまいります。

その下、真ん中の一つ目の○でございます。

県の「今後の取組」の項目の(ア)から(オ)についてですが、すべて「はぐみんプラン」にお示ししておりますページ数でございます。

本来でしたら、プランを御参照いただきながら丁寧に御説明をと思っておりましたが、若干時間が押してございますので、この資料にて御説明をさせていただきます。

プラン策定から2年が経ちまして、社会情勢が色々変化しております。国の政策の変化がございますので、こういった国の政策動向等の見直し状況を踏まえまして、県の施策の表現を必要に応じて見直しをしてまいります。

それから2つ目の○でございます。

別表の「子ども・子育て支援事業支援計画」に関する事項でございます。

まず、区域の設定ということでございますが、区域の設定は見直しを行わない予定でございます。

2つ目、「教育・保育の量の見込み、確保方策」でございます。

こちらにつきましては、数値の見直し等を行ってまいります。

3の「認定こども園の認可・認定に係る都道府県計画で定める数」でございます。

こちらにつきましては、都道府県の数値ですが、認定こども園の認可・認定にあたって都道府県計画で定めた数によって、認可・認定するか、しないかという基準を決めるものですが、愛知県におきましては、特にその数値を定めずにその都度市町村との協議によりまして、認可・認定を行っておりますことから、この表現の部分については見直しを行わない予定でございます。

4の「認定こども園の目標設置数、設置時期」でございます。

これは、市町村計画の見直し状況を踏まえて、区域ごとに見直しを行ってまいります。

5の「教育・保育等を行う人の見込み数」でございます。

こちら市町村計画や或いは独自調査により、現任保育士数を基に、必要に応じて見直しを行ってまいります。

1枚おめくりいただきまして、基本施策の16でございます。

「社会的養育の体制整備」のところでございますが、今後の取組のところにつきまして、2024年4月に施行されます改正児童福祉法に対応するため、社会的養護下にある子どもの意見表明等の仕組みの整備など、新たに都道府県業務として位置付けされた項目について、取組の追加等の見直しを行ってまいります。

続いて、「3 その他見直し事項」でございます。

こちらは、2022年3月に公表いたしました「愛知県ヤングケアラー実態調査」の結果を踏まえまして、ヤングケアラーとその家族を社会全体で支えていくため、2022年度から新たにヤングケアラー支援事業を実施しておりますことから、取組の追加について検討を行ってまいります。

ヤングケアラーの内容につきましては、この後、報告事項の方で詳細を御説明させていただきます。

資料4の「見直しのスケジュール」でございます。

本日、見直しの範囲と考えをお示しさせていただきました。本日の御意見をいただきまして、1月に計画の見直し素案の作成をさせていただきます。ここで委員の皆様方に御意見をいただきまして、2月に見直しの最終案の取りまとめ、3月に第2回子ども・子育て会議を開催させていただき、御承認いただいた上で、見直し箇所公表ということで進めてまいりたいと思っております。

最後、右側の参考でございます。

こちらは、はぐみんプランの基本施策と「子ども・子育て支援事業支援計画」を始

めとする3計画との関係でございます。参考までにお示ししております。

以上で資料3「あいち はぐみんプラン 2020-2024」の中間見直しについての説明を終了いたします。

**(後藤会長)**

御説明ありがとうございました。

先ほどの議論とも一部重複するところがあるかと思いますが、この資料3の御説明いただいた部分について、皆様から何か御質問や御意見ございますでしょうか。

**(中屋委員)**

愛知県児童福祉施設長会の中屋です。よろしく申し上げます。

5ページの(2)見直しの考え方の社会的養護下にある子どもの意見表明等の仕組みの整備というところです。施設長会でもこの話題が上がっておりまして、民法改正の18歳成人に伴う入所の同意についても、子どもの意向を尊重していくということになってきておりますが、特に入所については、様々な要素があって入所しているわけですが、施設の枠組み、例えば、生活ルールなどの枠組みから解放されたいがゆえに退所したいと言った場合、子どもの意向を尊重するとした場合に、これを本当に子どもの最善の利益に照らした時に、どこが適正かどうかの判断するのかと言ったような、一つの例ですが、色々な課題が浮上してくるということがあります。

ぜひ、様々な意思疎通を県の方と図りながら、これをオープンにしながら進めていかないと曖昧なまま様々な制度ができ、進んでいる状況ですので、ぜひこの課題を前倒ししてでも、色々な枠組みを作っていくことが必要だと思っております。

**(後藤会長)**

ありがとうございました。時間の関係もありまして、資料3については、まず皆様から御意見を出していただいて、最後に一括して回答をいただくという形にさせていただきます。御意見はございますでしょうか。

それでは、赤田委員よろしく申し上げます。

**(赤田委員)**

愛知県小中学校長会の方から出させていただいております。

ヤングケアラーについて、お願いいたします。

今、子ども達の様子を見ていると、本当に様々なことを抱えている子が多いです。そして、指導したい子については、不登校になっている子が大変多いです。なかなか会うことができない現状があり、特にこのヤングケアラーについては、お父さん、お母さんが大きな病気を患っているのではなく、親が精神的に不安定になっており、子どもが親から離れられないという現状が中学校でも起きています。

それに踏み込んでいきますと、保護者の方から猛反対に合います。

先ほどの個別支援でもそうだと思いますが、やはり親子の絆は大変強いので、良かれと思って話していくことや、何とかしてあげたいと思って行くことが、引き剥がそうとしている、子どもを奪われるという形で保護者は抵抗しますし、子どもの方については隠します。どれだけ上手に話をしても、最後、親を売ることはしないです。それで、ひきこもっていったりします。

ひきこもってしまっただけでは、なかなか会えなくなります。そこは上手に連れ出したりしながら話はしますが、本当にそういう精神的に不安定なことから生じるヤングケアラーの救い方というのが、本当に私たちはネックになっていると思っています。以上です。

#### (後藤会長)

ありがとうございました。

実情についてお話いただきました。

他に何か御指摘等がある方はいらっしゃいますか。

では、松岡委員。

#### (松岡委員)

幼稚園連盟の松岡です。

量の確保策のことについてですが、県の計画としてはそれぞれの市町村の計画を見ながらそれを積み上げていく形の計画ということですので、ここで言っても仕方がないことかもしれませんが、それぞれの地域によって待機児童があるところもあるかもしれませんが、逆の現象が結構増えてきています。このコロナ禍による急速な少子化の影響もあるかと思いますが、定員が余ってきているところが沢山出てきていると思います。

施設によっては定員を確保できないというところも、これから急速に出てくるのではないかと思います。それをどう考えていくかということですが、認可定員をベースに考えていきますと、多分、なかなか動かせないと思いますが、基本的には利用定員でその目標を作っていくのだらうと思っています。利用定員について、施設側が要望しても、市町村において認可定員にこだわって、定員の変更が簡単にできないという話を聞いたことがあります。

国の方からも通知が出ており、正式な手続きで申請が出ている利用定員は変更しなさい、実態に合わせて変えなさいというような、変えなさいとまで言っていないかもしれませんが、変えるようにという通知が出ているかと理解しております。

そのところが実際にはあまり理解されてない部分もあると聞いていますので、市町村でこれから見直しを行っていくにあたり、その都度、実情に応じて利用定員は変更していかなければならないと思います。計画においても、認可定員にこだわった目標ではなく、実態に合った計画になるように、県の方でも各市町村に御助言していただくと良いと思います。

数値目標を達成しなければならないために、その需要を掘り起こすというようなことは本末転倒かなと思います。量的には本当に必要なところで利用定員を調整し、保育教育の質の向上につなげていくということが多分正しい。今後の少子化の中にあるの正しい道筋ではないかと私は思いますので、よろしくお願いします。

**(後藤会長)**

いかがでしょうか。

このあたりで委員の皆様からの御意見よろしかったでしょうか。

**(中井委員)**

認定NPO法人子育て支援のNPOまめっこの中井です。

5ページ、資料3のところのヤングケアラーの部分で少し意見をお伝えしたいと思います。

今、切れ目ない支援ということで国は重層的支援事業という複数の事業、事業者など様々な課題を抱えた人達を総合的に支援する事業の推進を進めているところだと思いますが、その中にヤングケアラーも含まれてくると思います。

子どもが家族のケアをしなければならない家庭というのは、貧困、障害、病気だったり本当に色々な複合的問題を抱えている家庭だと思います。

先ほど、親が精神的な問題を抱えていることが多く、不登校になってしまうとなかなか会えなくなるというお話もありましたが、家庭でなかなか養育ができないお子さんに対して、学習支援事業など色々なケアをする事業があると思います。

ただ、その学習支援事業においても、急に来なくなってしまった子どもの様子を積極的に学校と連携して把握することは、なかなか難しいと聞いています。地域の中で問題がある親子を一定数把握されているものの、手出しができないという状況に対して、今後どうしていくのか考えていかなければならないと思っております。

この後、ヤングケアラー支援の中にも、コーディネーターの配置やピアサポーターの募集だとか色々出てくる予定になっていますし、その後のこども家庭庁の設置についてのが出てきますので、そこで触れられる予定になっているかもしれませんが、最初の基本目標のところ、基本的な考え方のライフステージに応じた切れ目ない支援施策の推進というところがまさに重層的支援事業というところに直接的に結びついてくると思う中で、果たして市町村に重層的支援体制を築くためのコーディネートをできる人がいるのかという部分が、今後、一番重要な課題になってくるのではないかと思います。

市町村ごとに計画を定めることになっていますので、コーディネーターは市町村ごとに1人か2人、多くても3人というところになってくるかと思いますが、それを市町村ごとに育成せよというのはなかなか難しいのではないかと思います。

県は大枠の計画やその数値目標というところはもちろん大事だとは思いますが、そういう複合的な課題を持った親子家族に対してケアができる、色々な機関につなげて

一体的に支援ができる。そういうコーディネーターの育成にもしっかり取り組んでいただいて、先ほど、市町村ごとにかなり格差があるというお話もありましたので、県内でどこの市町村に住んでいるかで受けられるケアが大きく違うということのないように、頑張っていたいただければと思っています。

**(後藤会長)**

ありがとうございました。  
北村委員さん、いかがでしょうか。

**(北村委員)**

今の話ですが、援助希求ができることがとても大事だと思っています。子どもも親もですが、援助希求できるためには信頼関係がすごく大事となります。学校の先生が1年で代わってしまいますと、関係が切れてしまいます。今、お話があったように、専門的な臨床心理士、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが一元的に見る形とするべきなので、その義務化みたいなことを県で独自で作っても良いのではないかと思います。国は全くやる気がありませんので、県で作って、先進的にやるべきではと思っています。

各市町村も非常勤だったり、持ってなかったりとなっています。格差の話がありましたが、子ども何人に対して、必ずこの人数をつけなければ駄目だとして、お金もつけていただけると多分実現しやすいのではないかと思いますし、臨床心理士さんは実はたくさんいますが、定着できていない現状があります。

非常勤ばかりだから生活できないので、掛け持ちでやられている方が多いので、できれば各市町村で正規で雇い、定着していただき、その市町村の子ども達や家庭をケアできるような形ができたら良いと思っています。

もう1点お聞きしたかったことがあり、量と質の両輪と言われますが、量は何とか頑張っていますが、質はどうだろうかと思っています。

必要な研修をしますとおっしゃられますが、研修をすれば質が上がるのかという問題があります。この間も話をした時に、配置基準が厳しくなっており、戦後から変わっていない状態にあり、小学校では、今、1対30でやっているのに、保育園は1対30であり、幼稚園は1対35のままとなっており、質が上がるか疑問に思っております。また、無償化によって、保育園の保育時間が伸びています。預けることがどんどん増えてきており、保育士のノーコンタクトタイムが取れていません。

保育士は疲弊していってしまい、結婚したり、子どもが産まれたら辞めていってしまう。

折角、積み上げていって、5年目ぐらいになって、保護者とも関われるようになり、仕事もできるようになった人達がどんどん辞めてしまう。そうすると、また1年目からやらなければならないとなりますと、保育園とか幼稚園の負担がかかなり大きいものとなっています。

質を上げることと言われましても、やはり無理があります。

現状、保育士養成校さんにも学生が来ない状況になっており、保育園は働く環境が悪いという評判が立ってしまっているのです、実は質が低下してしまっているのが現状です。

やはり、働き方、ワーク・ライフ・バランスと言われているように、保育士も労働者のワーク・ライフ・バランスが取れるようにして、保育が楽しめるような形とするためにも、配置基準を変えることが重要でないかと思えます。

新潟県では県で1歳児を1対4にしているところがあったり、各市町村で理解のある首長さんたちは配置基準を下げているところもあります。県単位でもできるはずと考えますので、ぜひ、そのような見直しで質の向上を図るという形を取っていただくと良いと思えます。そういう考えがおありかどうかということもお聞きたいと思っています。

#### (後藤会長)

ありがとうございました。

たくさんの意見が出てきました。

この中間見直しについて出た意見としては、教育・保育の量の見込みのことに关しまして、皆様の方からやはり地域差の問題があり、すぐには変わらないにしてもそういう視点で見てほしいという点がありました。

また、必ずしも量を増やせば良いという状況でもない現状があることを認識することで、質の向上に影響を与えるという話もありましたので、人材の問題も絡めてどのように今後見直すかを考えていくのかということ。

あと、基本施策 16 の社会的養育の体制整備とヤングケアラーのところでは、児童養護の現場、或いは学校の現場から見て、子どもの意見表明権やヤングケアラーの問題は前からあったことですが、家庭の中に踏み込めないということで明確にはされていないことだと思います。しかし、そう言っていられないほどに問題が深刻化している、或いは子どもの意見表明権はグローバルな動きの中で注目されており、児童福祉法にも盛り込まれましたが、その言葉だけが先にいってしまうと、今まで積み上げてきた現場に課題が生じてしまう可能性もありますので、現場とよく話し合っ、具体的なことは進めていただきたいという御指摘であったと思えます。

中間見直しや基本施策 16 に盛り込む点、ヤングケアラーについて、後の報告のところでも結構ですが、県の立場でお話しただけたらと思えます。

#### (児童家庭課 吉田課長)

児童家庭課長の吉田と申します。

色々、御意見いただきまして、感謝申し上げます。

ヤングケアラーの関係について、この後の報告事項の方で県の取り組み、こちらを説明させていただいた上で、今いただいた御意見に対して、お話をさせていただけれ



ばと思います。施設長会の中屋委員からお話のありました、子どもの意見表明の仕組みに関して、こちらの資料にも記載がありますとおり、改正児童福祉法が令和6年4月1日施行となりますが、社会的養護下、すなわち施設であるとか、里親であるとか、そういった社会的養護下にある子どもたちの意見表明、例えば、先ほど中屋委員が言われた施設を出て家に帰りたいとか、或いはその施設のルール、やはり施設で暮らす以上、共同生活における決まりがあります。

そういったルールが厳し過ぎるなど、色々な想定がされるわけですが、そういった意見表明を受けて、それに対して第三者的な機関が審議をして、児童相談所などに意見具申をしていくというような仕組みを改正児童福祉法で作るようにとあります。

これにつきましては、今年度から愛知県の方で学識経験者、児童福祉施設関係者或いは里親の代表の方にも入っていただきまして、社会的養護下にある子どもの権利擁護の検討委員会というものを立ち上げて、現在、検討を進めているところでございます。

また、国の方でも法改正の内容を盛り込みまして、それを具体的にどのように運用していくのかということについて、現在、国の方もガイドラインを策定するべく、審議検討を進めております。

愛知県としても検討を進めておりますし、国としても今検討が進められているところですが、それぞれの検討をミックスしながら、令和6年に向かって来年度、まずはどういうことができるのか、現在、検討を進めているところでございます。

#### **(子育て支援課 鈴木担当課長)**

子育て支援課の保育の担当課長の鈴木でございます。

御質問にありました、地域によって少子化の影響が出ているという点でございますが、今の「はぐみんプラン」を策定した時点で2号・3号につきましては、ニーズのピークは2021年度と見込んでおります。

実際に、今年度の待機児童につきましても、過去最低の県内53人で3市町のみというところまでようやくやってまいりました。完全に待機児童がなくなるまで、あと少しではないかと考えております。

また、私どもは、今年、初めて7月から8月にかけて、各市町村と直接お話する機会を設けさせていただきました。

地域ごと、西三河、東三河、尾張地区、知多半島ということで各地域に職員が出向いて行って、その地域での保育の課題はどういうものがあり、量の見込みについてはどう考えていくかということをお話させていただきました。

やはり、コロナの影響があって、預け控えのようなこともございますので、コロナの影響で今すぐ数値を下げるということは各市町村難しいところですが、今後、少子化の影響もあって下がっていくのではないかと考えているところでございます。そちらにつきましても、我々の方もその地域に応じた御意見を言わせていただいて、それを計画に反映していただくようお願いしているところでございます。

先ほどの松岡委員のおっしゃった利用定員の関係につきましては、国からも通知が出ておりました、7月から8月にかけての市町村との話し合いの時にも、やはりその市によっては利用定員が下がると、給付費の単価が上がってしまうので、市町村が嫌がるということを我々も聞いておりましたので、改めて、きちんと通知を出させていたいただいておりますし、その7月から8月にかけての時にもきちんとお伝えしているところでございます。ですので、実態に合った計画になるようにというところで、今、押し進めているところでございます。

また、未就園児等のモデル事業も国の方で考えているところでございますので、地域における幼児教育・保育施設の役割というものが、増々重要になっていると考えております。そちらを担っていただく保育士さんの、北村委員のおっしゃったように質の問題でございますけれども、配置基準については、私どもも十分承知しておりました、国の方でも今のこども庁の設置に向けて、どのような見直しをしているか情報収集しているところでございます。

配置基準については、条例で定めるということはしておりませんが、1歳児保育実施事業ということで、国が6対1という基準のところをそれ以上に配置した場合は補助金をお支払いするというのを県単独事業で、愛知県ではさせていただいておりますので、そういったものを御活用いただければと思っております。

もちろん、それで十分だとは、我々も考えておりませんが、なるべく地域偏在がなくなるように、取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

#### (後藤会長)

どうもありがとうございました。

この議事につきましても、皆様から色々、御意見、御質問があるところだと思いますが、残りの時間が少なくなっております。この議事については、皆様どうも御熱心に議論いただきありがとうございました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

それでは(1)の愛知県ヤングケアラー実態調査の結果を踏まえた取組について、御説明をお願いします。

#### (児童家庭課 吉田課長)

児童家庭課長の吉田と申します。

座って御説明をさせていただきます。

まず、資料4を御覧ください。

この資料4に基づいて説明をさせていただいた上で、先ほどいただいた、御質問、御意見に対して、私の方からコメントをさせていただきたいと存じます。

「1 愛知県ヤングケアラー実態調査」の「①調査概要」にございますとおり、本県では、本来、大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行っている

ヤングケアラーの実態を把握するため、昨年度、昨年のちょうど今ぐらいから始めまして、小5、中2、高2それぞれの児童・生徒及び学校向けのアンケート、それからインタビュー調査を実施いたしまして、大変多くの方に御協力をいただくことができました。

主な結果につきましては、その下、「②結果概要」を御覧いただければと思います。

家族の世話をしている子どもは、その下の表、矢印が右に流れていく表ですが、学年によって家族の世話をしている子どもは16.7%~7.1%と幅がありますが、これをクラスに置き直しますと、1クラスあたり3~6人程度となっております。

また、その表の矢印に従って行きますと、家族の世話をしている子どものうち、約4分の1がやりたいけどできていないことがあり、また、その矢印の右側ですが、できていないことの内容としては、自分の時間或いは睡眠、勉強する時間が取れないといった回答がございました。

また、一番右側ですけれども、子どもたちのヤングケアラーという言葉を知ったことではない、認知度ですが、やはり、まだまだ低く、7割前後がそういう言葉を聞いたことがないと回答しております。

なお、今日は時間の関係で調査の結果について、本当にポイントだけの説明で申し訳ありません。調査結果の全体像につきましては、お手元でございます、カラー刷りの調査結果の概要、それから、大変分厚いものですが、水色の実態調査報告書、こちらをお配りしておりますので、またお時間の許す時に御関心を持っていただいて、御覧いただければありがたいと存じます。

次に、その下、「③調査により抽出された課題と支援の方向性」でございます。

今回の実態調査から大きく4つの課題が明らかになったと我々は考えておりまして、課題に対応する支援の方向性を整理しております。

4つございます。

1つ目は、ヤングケアラーの認知度が先ほど申し上げましたとおり、まだまだ低い。そういったことにより、なかなか相談に繋がりにくいということから、支援の方向性、知るとございますが、まずはヤングケアラーについて広く知ってもらうこと。

それから2つ目は、先ほどからも話が出ておりますけれども、家族のことは話しにくい。相談経験がある子どもの割合も低いということがございますので、子どもが相談しやすい環境づくりを進めるということ。

それから3つ目は、ヤングケアラーは家庭内の問題として表面化しにくく、なかなか支援が届いていない家庭が多いということから、気になる家庭を見つけて支援すること。

それから最後、4つ目は、家族の世話をしている子どもたちに色々聞きますと、当事者の集いの場などを希望する声も多いことから、そうした声に耳を傾け、子どもに寄り添った支援を行っていくこと。そういったことが、課題と支援の方向性だと考えております。

続いて右ページを御覧ください。

「2 今年度の主な取組」でございます。

①～⑧の取組を記載しておりますが、その番号の隣の四角で囲んである記載は、先ほど説明しました、「支援の方向性」の該当項目を整理させていただいたものでございます。

まず、「① 子ども向け啓発事業」につきましては、やはり、子どもたちにヤングケアラーの問題というのを正しく理解し、なかなか簡単ではありませんが、自ら相談できる力をつけるということも含めて、県内の小学校5年生から高校3年生まで約54万人にパンフレットを、来年1月頃をめどに配布をしていきたいと予定をしているところでございます。

また、「② 広報あいち」或いは「③ 県政お届け講座」といった既存の広報事業の活用、さらに、その下の④、今年の8月に「理解促進シンポジウム」をウインク愛知で開催をさせていただきまして、参加者は合計513名となりまして、大変多くの福祉・教育関係者に御参加をいただくことができ、社会的認知度の向上に努めているところでございます。

加えて「⑤ 支援関係機関研修」ですが、9月以降、地域別に実施をしております、支援にあたる市町村職員或いは学校の関係者等を対象に具体的な事例検討、ケース検討を交えながら、気づきのポイントや具体的な支援方法、そういった研修を実施し、支援力の向上を図っております。

また、「⑥ 市町村モデル事業」は、身近な地域で「4つの支援の方向性」に基づいて、効果的な支援が行われますよう、県の方で3か所の市町村を公募いたしまして、ヤングケアラーを発見・把握し、それから支援まで一貫した支援体制の整備に取り組む、そういったモデル事業を実施することとしており、現在、豊橋市と大府市を選定させていただいて、事業に着手が始まったところでございます。それから、残る1か所につきましても、間もなく正式に決定できる見込みとなっております。

このモデル事業の主な内容は、相談の場の設置或いは研修会の開催、ヤングケアラー同士の交流の場であるコミュニティサロンの開催など色々予定をしております、モデル事業の中で効果的な取組については、県内の他の市町村にも積極的に横展開を進めてまいりたいということでございます。

それから、「⑦ コーディネーターの配置」でございます。

本年、4月から県に1名を配置しており、今年度は先ほど⑤の研修事業に従事していただいておりますが、そうした市町村の体制整備に努めているところでございます。

最後に「⑧ ピアサポーターの募集・養成研修」でございますが、市町村の方で実施いたします。先ほど申し上げました、ヤングケアラー同士の交流の場であるコミュニティサロン、例えば、元当事者のような立場でその世話役となるピアサポーターを県の方でまずは募集、養成をしてまいります。こうしたピアサポーターを市町村独自に54市町村バラバラに募集をするというのは、難しい部分があると思いますので、県の方で募集、養成をしているところでございますが、土曜日の中日新聞の県内版にも、募集の記事を結構大きく載せていただいて感謝しているところでございます。11

月 15 日から募集を開始いたしまして、3月に研修会を開催、養成を図りまして、市町村のコミュニティサロンで積極的に活用いただくというような仕組みを作りたいと考えているところでございます。

資料の説明は以上でございますが、先ほど委員の皆様から御質問をいただきました点について、私の方からコメントを差し上げたいと思います。

まず、学校の立場から、不登校の問題、特に親御さんの精神的な問題からヤングケアラーになっている事例が非常に多く、かつ、深刻だというような御指摘をいただきました。私自身も本当に実感するところでありまして、実はアンケートを取りますと、例えば、中学2年生で言いますと家族の世話を必要とする家族の状況で、精神疾患は2%ほどで決して高くはありません。

ただ、インタビュー調査を昨年度8名の方に、元ヤングケアラーの方にさせていただきました。御家族が精神疾患というケースが多く、小中高の時代のお子さんにおいて、その親が精神疾患であるということの負担の強さというのは、インタビュー調査の中で本当に実感をしたところでございます。

非常に難しい問題ですが、家族のことですので、なかなか外に言うことができない。また、その子どもたちも精神疾患を持っているお父さんやお母さん、保護者の方の世話をすることが、決して嫌なわけではない。大好きなお父さんお母さんがそういう状態になっていて、世話をしてあげたいという気持ちはある。だから、それが逆に、8人の方にインタビュー調査をしましたが、ほぼ皆さん全員が当時ヤングケアラーという自覚はなかったと一様におっしゃっていました。だから、相談をするという発想にも至らなかった。

ごく当たり前の大好きなお母さんお父さんの世話。家族のお手伝いの延長でやっていたことであって、今ヤングケアラーという言葉が出てきて、自分はそうだったんだと改めて思えば、そうであったと多くの方からいただいて、このヤングケアラーの問題の難しさを改めて実感しました。

だからこそ、先ほど申し上げました、啓発であるとか、正しい理解を進めていくということは、県に求められる役割であると実感をしたところでございます。

それから先ほど、切れ目のない支援、重層的支援というお話があったかと思えます。

実は、先ほどモデル事業の中でお話を申し上げました豊橋市或いは大府市については、いずれも重層的支援の仕組みを使って、モデル事業の中でやっていこうということになっております。まさにモデルですので、色々、良いことも成功例もあると思いますが、なかなかうまくいかない部分もあるかと思えます。その成功例だけでなく、失敗例から学ぶということも非常に意味のあることだと思いますので、他の市町村にも情報提供しながら進めていければと思っております。

それから、コーディネーターのお話がございました。市町村のコーディネーターで人材がいるのか、或いは育つのか。これも1つの課題ではあると思えます。

一方で、このモデル事業を実施するにあたって、豊橋市や大府市が今動き出しており、豊橋市であれば、募集をしたところ3名の専門的な知見を持った、専門家ではあ

りませんが、社会福祉士などの3名の方から応募がありました。記憶で話して申し訳ありませんが、大府市では確か7名ぐらいから応募があったと聞いております。やはり、このヤングケアラーというものは、今の社会のテーマとして、非常に関心が高いものですから、そういう仕事をしてみたいと思われる方も多くいらっしゃると思います。印象を持ったところでございます。

先ほどありましたように、研修だけでは質の向上がすぐできるものかということ、そうではないと思います。

ただ、まずは研修ということも非常に大事なかなと思っておりまして、今回、色々工夫をしながらやっております、県で市町村をすべて集めまして全部一気に行うのではなく、各エリア、6つのエリアに分けて行いましたが、そこには、福祉であるとか教育であるとか或いは社会福祉協議会とか色々な立場の方に出てきていただきました。まずは、基本的なことを御説明した後に、1つの具体的な事例検討をしながら、どここの機関ならどこまでやれる、どここの機関ならこういうことができるという、お互いの役割或いはできることをきちんと理解をしてもらおうということで、ケース検討の時に様々な立場のある方に6つとか7つに班分けを行い、研修を通じて顔の見える関係を作っていただいて、ちょっと困ったときに、研修を通じて知り合っていたら、どここの市ではどういうふうに行っているとか、どここの市だったらこういう場合どこまでできるとか、色々聞き合える関係ができれば良いと考えております。

やはり、ヤングケアラーは手探りとなりますが、研修を実施させていただいたやり方も工夫しながら進めているところでございます。

説明は以上でございます。ありがとうございます。

#### **(後藤会長)**

どうもありがとうございました。

残された時間が10分となっております。もう一つ報告事項があります。こども家庭庁設置法の御報告をお願いしたいと思います。

#### **(子育て支援課 入木担当課長)**

資料の5を御覧いただきたいと思っております。

こちらは内閣官房が作成した資料となります。国の大きな動きですので、資料を付けさせていただきます。

まず、1枚目でございますが、令和5年4月1日に国の方が内閣府の外局として、こども家庭庁を設置いたします。

各部署に分かれておりますこども施策に関する総合調整機能が一本化されるとともに、これまで内閣府、文部科学省、厚生労働省などが担ってきたこども施策の事務を所掌するというところでございます。

もう1枚めくっていただきまして、こちらも大きな法律になりますが、こども基本法が成立されたということで資料を付けさせていただきました。

こちらにつきましても、次代の社会を担う全てのこどもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長できるように、というようなことを目的といたしまして、こどもの施策を総合的に推進することを目的に作られた法律です。今後、こども施策に関する基本的な方針等を国の方が示していく中で、こども大綱等を策定していくということとなっております。

愛知県でも、こども家庭庁やこども基本法に関連する国の動向をしっかりと注視し、情報収集等を今後も行っていきたいと思っております。簡単な説明ではございますが、皆様、後ほど資料をお目通しいただければと思います。よろしく願いいたします。

#### (後藤会長)

どうもありがとうございました。

今、ヤングケアラー、こども家庭庁、そしてこども基本法と現状について御報告いただいたところであります。

子ども家庭福祉の分野は今まで社会福祉の中ではそれほど意味付けが高くなかったところですが、今日、課題としても重要になっており、これからの社会を考えますととても重要な分野だと思います。

この子ども・子育て会議も改めて責任を感じるような会議になっており、今のこともいずれも重要ですので、おそらく皆さんから御質問されたいことがあるかと思いますが、いかがでしょうか。

もし、県の方に御質問がありましたら、メール等で今後の中間見直しに向けてというような形でいただければと思います。

どうしてもという方がいらっしゃればどうぞ。

#### (水野委員)

NPO法人CAPNAの水野と申します。

本日、資料をたくさん作成いただきありがとうございました。

CAPNAでもこの3年間、ヤングケアラーについての研修会等々を企画し、進めてまいりました。とりわけ精神疾患を抱える保護者の下で暮らす子どもについて、多方面で研修会をしておりました。その中で、夜間や定時制に通う子どもたちは、アンケート調査の結果が高く出ることが、違うアンケートを取っているところから出ております。

中学校2年生だったり、高校2年生の全日制のところではなく、中学校3年生から高校に行けなかった子どもであったり、夜間に通っている子どもなど、もう少し幅を狭めた形で、学校に来られない状況の背後に何があるのかというところを課題にいただいても良いのかなと思います。そういうことができるようであれば、アンケート調査を実施していただきたいと思っております。

**(後藤会長)**

ありがとうございました。

時間としては、12時前に終わるということが必要でございますよね。

もし、どうしても県の今後の作業に向けて、意見を出しておきたいという委員の皆様がおりましたら、メール等でお送りするような形でよろしいでしょうか。

事前の打ち合わせがないままですが、どうしてもという御意見があれば、メール等で担当のところに御意見を出していただいて、御参考にしていただくという形でよろしかったでしょうか。

それではどうもありがとうございました。

本日の会議の意見を踏まえまして、今後の施策に生かしていただくことができれば良いと思います。

それでは、ここで議事を終了したいと思いますので、進行を事務局にお返しいたします。よろしくお願いいたします。

**(子育て支援課 横井課長)**

本日はお忙しい中、長時間にわたり議論をいただきましてありがとうございました。

私どもの資料のボリュームと時間の設定の方が合っていない感じとなり大変失礼いたしました。

今日、十分に御意見を反映させていただいていないかと思っておりますので、先ほど後藤先生がおっしゃいましたように、メールで御質問等がありましたら受け付けさせていただきます。御返答させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は本当にありがとうございました。

**(子育て支援課 大谷課長補佐)**

本日の議事録につきましては、後日、発言された方に内容を御確認いただきまして、議事録署名者、お2人から御署名の上、ホームページに掲載いたします。

それでは、これをもちまして、令和4年度第1回愛知県子ども・子育て会議を終了いたします。

ありがとうございました。

議事録署名人

議事録署名人